

平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設でも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。

●防火管理者とは

防火管理者は防火管理業務を行うため管理権原者から選任された人を指し、一定の資格が必要です。防火管理者は管理権原者に指示を求めたり、従業員などに指示を与える必要もありますので、管理的・監督的地位にある人を選任します（管理権原者が防火管理者になることもできます）。管理権原者は防火管理者に消防計画を作成させ、次のような防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

防火管理者の選任等（平成21年4月から）

- 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出
- 火気管理、避難訓練等の防火管理業務の実施

防火管理者の業務

- ① 消防計画の作成と届出
- ② 消火、通報及び避難の訓練の実施
- ③ 消防用設備等の点検及び整備
- ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督
- ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ⑥ 収容人員の管理
- ⑦ その他防火管理上必要な業務

…収容人員10人以上の対象施設

●消防用設備等の設置義務

今回の法令改正により、消防法施行令別表第一(6)項口に定めるグループホームなどの対象施設については、次のように消火設備と警報設備の設置の義務づけられる範囲が拡大されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置義務	改正後の設置義務
自動火災報知設備	延べ面積300m ² 以上の施設	すべての施設
火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）	延べ面積500m ² 以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000m ² 以上の施設	延べ面積275m ² 以上の施設 ※
消火器	延べ面積150m ² 以上の施設	すべての施設

※延べ面積が1,000m²未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。

●施行日と既存施設の経過措置

改正法令は平成21年4月1日に施行されます。ただし、既存施設（新築、改築工事中含む）については、経過措置として下記のような猶予期間を設けてあります（防火管理者の選任は、平成21年4月1日から必要です）。



小規模な社会福祉施設における

防火安全対策

まさかの火災に、日頃の心構えと備えが重要です。

1 日常の火気管理

▼火の始末



寝たばこは絶対にやめましょう。
また、決められた場所で喫煙をしましょう。

▼キッチン周り等の火気管理・整頓



火を使用する前には、周囲の整理をして正しく使いましょう。

2 火災発生時の対応

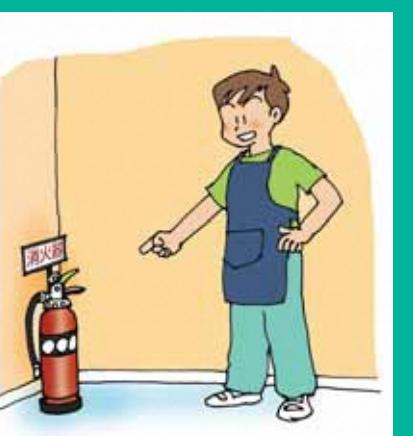
▼迅速な対応



万が一、火災が発生した場合には、迅速かつ的確な対応ができますか？
被害を最小限に食い止めるため、日頃の心構えと備えが重要です。

中ページ上段へ

4 設備の設置・維持管理



消防用設備等やその他の防災設備等を正しく設置し、日常の維持・管理をしましょう。

3 消防訓練にあたって



消防訓練を行う際は、事前準備を行うとともに、安全に注意して実施しましょう。
また、終了後には、良かった点や反省点を確認して次回に活かしましょう。

中ページ下段へ

もしも火災対応行動を頭に入れておきましょう。

火災発生時の行動

■火災ではなかった場合



火災が発生していないくとも、湯気や故障などにより、自動火災報知設備等が鳴動することがあります。このようなことが続く場合には、設備業者等に相談してみましょう。

■火災場所の確認



火災の疑いのある部屋に駆け付けます。このときには、消火器を携行します。

■火災室からの避難



火災室に自力で避難できない方がいる場合には、適切な介助により、一時的に火災室の外の安全な場所に避難させましょう。

■初期消火および戸の閉鎖



火災室に逃げ遅れ者がないことを確認し、消火器などを使って消火します。なお、炎が既に天井まで届いているなど消火が困難な場合には、避難を優先します。



火災室を離れるときには、火災を拡大させないよう、ドアや引き戸を閉じることが大切です。

■火災覚知



火災を覚知したら(自動火災報知設備等が鳴動したら)、素早く行動を起こします。

■消防隊への情報提供



消防隊が到着したら、逃げ遅れ者やケガ人の有無など必要な情報を伝えます。

■火災室以外にいる者の建物外等への避難



火災の発生を叫びながら、逃げ遅れ者の有無を確認していきます。自力避難できない方などには、適切な介助を行います。



■火災室にいた自力避難困難者の建物外までの避難介助



一時に火災室の外に避難した方を、建物の外の安全な場所まで避難させます。

■消防機関への通報



消防機関へ119番をして、必要な情報を速やかに伝えます(又は火災通報装置を起動します)。※通報に関しては、この流れにとらわれることなく、できるだけ早いタイミングで行って下さい。

万が一の備え 消防訓練を実施しましょう。

消防訓練にあたって

訓練実施の事前準備など

- 訓練中にケガをしないよう、心がけましょう。
- 訓練は、避難が最も困難な状況を設定します。
- 利用者が訓練に参加できないときは、職員が代役となるか、人形で代用しましょう。
- 近隣に、非常に協力してくれる方がいる場合は、一緒に訓練を行うと良いでしょう。
- 自力で避難できない方がいる場合は、介助方法を事前に理解しておきましょう。
- 訓練実施後は、良かった点や反省点を確認して、次回に活かしましょう。

実際に避難介助や初期消火・通報行動を 短時間に行う訓練をしてみましょう

▼避難介助



▼初期消火動作



▼通報訓練

●119番受付員役	●通報者役
火事ですか、救急ですか? 場所はどこですか? 何が燃えていますか?	火事です ○○市○○町○丁目○番○号です ○○が燃えています
あなたの名前と、今かけている電話の番号を教えてください	私の名前は○○○○です 電話番号は○○-○○○○-○○○○です

実際に火災が発生したときには気が動転し、落ち着いて通報できなくなる場合があります。あわてて一方的に話すと正確に伝わらない上、時間もかかりますので、落ち着いて聞かれたことに正確に答えていくと良いでしょう。ただし、通報している場所にまで煙や火が拡大するなどの危険が迫っている場合は、すぐに避難しましょう。

自己チェックのポイント

- 訓練はケガなく、実施できましたか。
- 自動火災報知設備の作動等を受けた適切な対応が理解できましたか。
- 各部屋を確認し、火災場所の確認ができましたか。
- 火災場所の確認時には、消火器を携行しましたか。
- 消火器の使い方はわかりましたか。
- 適切に119番通報できましたか(又は火災通報装置の取扱いが理解できましたか)。
- 自力で避難できない方を適切に介助できましたか。
- 火災室を離れるときは、入り口のドアや引き戸を閉鎖しましたか。
- 逃げ遅れ者の有無を確認しましたか。
- 消防隊へ必要な情報を適切に伝えることができましたか。
- 近隣協力者との連携はうまくできましたか。

その他、気付いたことなどを皆さんで話し合いながら、万が一の火災に備えましょう!